



9月20日(金)～26日(木)は 動物愛護週間



動物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼い始める前から正しい知識を持ち、飼い始めたら適切な飼い方をして健康・安全に気を配りましょう。

不適正な飼育は近隣の方に迷惑をかけることがあるだけでなく、繁殖による多頭飼育で飼育困難になり、飼育放棄や動物虐待となってしまう飼い主もいます。

動物は、最後まで責任を持って飼いましょう。



犬を飼うときには

市への登録と狂犬病の予防注射

犬を飼うときは、市に登録が必要です。犬を飼い始めた日(生後90日以内の場合は90日を経過した日)から30日以内に、市内の動物病院か環境対策グループで申請を行ってください。また、動物病院や市が実施する集合注射(年1回開催)で、狂犬病の予防注射を毎年1回必ず受けさせましょう。



▲集合注射の様子

散歩について

散歩のときは、袋を持参し、ふんを必ず持ち帰りましょう。また、飼い犬には適切な長さのリードを付け、コントロールできるようにしてください。

ほえる声について

ほえる声、特に夜中や早朝の鳴き声は、近所の人にとってとても迷惑です。近所の人への心配りをするとともに、なぜほえるのか原因を探し、しつけなどによって改善に努めましょう。

どうしてもほえる声を止められないときは、屋内に入れる、窓を閉めるなど、近隣の迷惑にならないよう、できるだけ音を響かせない工夫をしましょう。また、日頃から近隣とのコミュニケーションをとり、トラブルの防止に努めましょう。



猫を飼うときには

交通事故や感染症の被害に遭わないよう、また、ふん尿などで近所の方に迷惑をかけないように、屋内で飼育するなど適切に管理しましょう。また、飼い主のいない猫に継続して餌を与えることは、飼い主として責任を負うことになり、その猫が他人に迷惑をかけたときは餌を与えている方の責任になることがあるほか、公共の場所を汚し生活環境の悪化にもつながります。近隣の迷惑となり近所トラブルの原因にもなりますので、飼い主となる自信と責任が持てないのなら、むやみな餌やりはやめましょう。

飼い主が判別できるマイクロチップについて

○新たに犬や猫を購入する方

ブリーダーやペットショップなどで販売される犬や猫には令和4年6月からマイクロチップが装着されていますが、マイクロチップの飼い主情報を変更する必要があります。

○すでに犬や猫を飼っている方

すでに飼っている犬や猫への装着は義務ではありませんが、装着すると、犬や猫が迷子になったりしたときに、飼い主の元へ戻ることができる可能性が高まります。装着するように努めましょう。

※マイクロチップが装着された犬や猫を譲り受けた方、飼い犬や猫に新たにマイクロチップを装着した方はマイクロチップの飼い主情報を登録(変更)する必要があります。

※詳しくは環境省ウェブサイトをご覧ください。



野生動物への餌やりは止めましょう！

野生動物への餌やりは、その動物や周りの環境にさまざまな影響を与えることになりますので、絶対に止めましょう。また、野生動物は感染症(鳥インフルエンザ、エキノコックス)に感染していることがあるので、近付かないようにしましょう。

【野生動物への餌やりにより懸念される影響】

- ①自身で餌を取ることができなくなるほか、人や車を恐れず近寄るようになり、交通事故の危険が高まります
- ②本来食べていた動植物が減らないことや、餌を与えられた野生動物が増えてしまい、生態系が崩れることがあります
- ③菜園やごみ捨て場などに出没するようになることがあります
- ④鳴き声やふん、尿などで周囲の人が困ることがあります

『犬魂祭』のお知らせ

クリンクルセンターに搬入された飼い犬などの亡きがらを供養するため『犬魂祭』を開催します。

ご自由にお参りください。

日時 9月24日(火)13時30分～14時

場所 クリンクルセンター敷地内
犬魂碑前

※雨天時は市民ギャラリーで実施します。

問い合わせ 環境対策グループ(クリンクルセンター内・☎052958)